様式第十三（第七条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

（略）

様式第十四（第七条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

（略）

様式第十六（第七条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第13条第６項の規定により通知します。

（略）

様式第十七（第七条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

（略）

様式第十八（第七条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

（略）

様式第二十（第七条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第２項において読み替えて適用する同法第13条第６項の規定により通知します。

（略）

様式第十三（第七条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

（略）

様式第十四（第七条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

（略）

様式第十六（第七条第三項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第13条第６項の規定により通知します。

（略）

様式第十七（第七条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを通知します。

（略）

様式第十八（第七条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

別添の計画通知書及び添付図書に記載の計画（非住宅部分に係る部分に限る。）は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

（略）

様式第二十（第七条第四項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

下記の計画は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第３号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないので、同法第15条第２項において読み替えて適用する同法第13条第６項の規定により通知します。

（略）